

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(退職、解雇等)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 契約職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。</p> <p>(2) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>5 前項第 2 号の場合であっても、業務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行が猶予された職員について、情状を考慮して理事長が特に必要があると認めるときは、解雇しないものとするができる。ただし、その刑の執行の猶予の言渡しを取り消された場合には、解雇する。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(給与の支給方法等)</p> <p>第 28 条 1～3 (略)</p> <p>4 勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき有給休暇又は職務専念義務免除として所属長の承認があった場合を除くほか、その勤務をしない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの額を減額（ただし、勤務すべき時間の全部を勤務しなかった場合は、その基本報酬を減額）して支給する。この場合において、当該月における合計時間数に 1 時間未満の端数があるときは切り捨てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行日並びに規程施行日（以下これらを「法施行日」という。）前に禁錮以上の刑に処せられた者（拘禁刑に処せられた者に係る法令の規定により、法施行日以後に、禁錮以上の刑に処せられた者とみなされた者を含む。）に係るこの規程による改正後の第 9 条第 4 項（第 2 号に係る部分に限る。）及び第 5 項の規定の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者を拘禁刑に処せられた者とみなす。</p>	<p>(退職、解雇等)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 契約職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>5 前項第 2 号の場合であっても、業務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行が猶予された職員について、情状を考慮して理事長が特に必要があると認めるときは、解雇しないものとするができる。ただし、その刑の執行の猶予の言渡しを取り消された場合には、解雇する。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(給与の支給方法等)</p> <p>第 28 条 1～3 (略)</p> <p>4 勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき有給休暇又は職務専念義務免除として所属長の承認があった場合を除くほか、その勤務をしない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの額を減額（ただし、勤務すべき時間の全部を勤務しなかった場合は、その基本報酬を減額）して支給する。この場合において、当該月における合計時間数に 1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p> <p>・給与減額における端数処理に係る改正</p>